

令和 4 年

綾瀬市議会 9 月定例会議案

綾 瀬 市



# 目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

## 議 案

37	令和3年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
38	令和3年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
39	令和3年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
40	令和3年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
41	令和3年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について	別 冊
42	綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4
43	動産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-1型））	7
44	市道路線の廃止について（R1042）	8
45	市道路線の認定について（R1650）	9
46	令和4年度綾瀬市一般会計補正予算（第4号）	別 冊
47	令和4年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊

## 報 告

5	令和3年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	10
6	令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	12

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾瀬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合はウに掲

げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が)」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業を

する場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該任期が」を「当該任期を」に、「当該任期の末日」を「当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条の3第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に係る改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第7条の3(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 消防ポンプ自動車（CD-1型）
- 2 契約金額 46,178,000円
- 3 契約の相手方 東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル19階  
株式会社モリタ 東京支店  
支店長 山北 忠司
- 4 契約の方法 一般競争入札  
令和4年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

消防ポンプ自動車（CD-1型）を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1042号線	吉岡字山崎 2514番1地先	吉岡字山崎 2514番1地先	20.8	2.4	

令和4年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案する  
ものであります。



市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1650号線	深谷南三丁目 2194番15地先	深谷南三丁目 2194番4地先	56.4	4.5	

令和4年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

令和3年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について  
 地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和3年度綾瀬市一般会計継続費  
 令和3年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度
10 教育費	2 小学校費	寺尾小学校空調設備機能復旧工事	令和元年度
			令和2年度
			令和3年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
55,580,000	31,604,000	9,400,000		14,576,000
71,706,040	26,261,000	7,800,000		37,645,040
168,866,960	110,568,000	49,100,000		9,198,960
296,153,000	168,433,000	66,300,000		61,420,000

精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
55,580,000	31,604,000	19,400,000		4,576,000
71,707,000	26,261,000	35,300,000		10,146,000
170,339,000	110,465,000	50,300,000		9,574,000
297,626,000	168,330,000	105,000,000		24,296,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
0	0	10,000,000		△ 10,000,000
960	0	27,500,000		△ 27,499,040
1,472,040	△ 103,000	1,200,000		375,040
1,473,000	△ 103,000	38,700,000		△ 37,124,000

令和4年9月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

令和4年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.62)	— (17.62)	4.7 (25.0)	8.2 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

## 2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準



令和4年8月19日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市監査委員 見 上 正 信

綾瀬市監査委員 佐 竹 百 里

令和3年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等の  
審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を綾瀬市監査委員監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等に  
係る審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率

公営企業の資金不足比率

2 審査期間

令和4年7月6日から同年8月8日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲17.09) 赤字となっていない	12.62
連結実質赤字比率	— (▲19.94) 赤字となっていない	17.62
実質公債費比率	4.7	25.0
将来負担比率	8.2	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示(▲は黒字の程度)

イ 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和3年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	— (▲27.6) 資金不足となっていない	20.0

※資金不足額がない場合は、「—」と表示 (▲は黒字の程度)

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び公営企業の経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。